

横浜市の連絡窓口一覧

時間▶8:45~17:00(※土・日曜・祝日・年末年始を除く)

各区福祉保健センター		電話番号
鶴見区福祉保健センター	福祉保健課	045-510-1826
神奈川区福祉保健センター	高齢・障害支援課	045-411-7097
西区福祉保健センター	福祉保健課	045-320-8436
中区福祉保健センター	福祉保健課	045-224-8151
南区福祉保健センター	福祉保健課	045-341-1181
港南区福祉保健センター	福祉保健課	045-847-8431
保土ヶ谷区福祉保健センター	福祉保健課	045-334-6313
旭区福祉保健センター	福祉保健課	045-954-6101
磯子区福祉保健センター	高齢・障害支援課	045-750-2522
金沢区福祉保健センター	福祉保健課	045-788-7820
港北区福祉保健センター	福祉保健課	045-540-2339
緑区福祉保健センター	福祉保健課	045-930-2330
青葉区福祉保健センター	福祉保健課	045-978-2433
都筑区福祉保健センター	福祉保健課	045-948-2375
戸塚区福祉保健センター	高齢・障害支援課	045-866-8429
栄区福祉保健センター	福祉保健課	045-894-6963
泉区福祉保健センター	福祉保健課	045-800-2401
瀬谷区福祉保健センター	福祉保健課	045-367-5743

※生命の危機が危機が疑われる場合は、速やかに警察(☎110)・消防(☎119)に通報してください。

※「警察・消防に通報した場合」は、上記の連絡先に報告をお願いします。

横浜市健康福祉局福祉保健課

横浜市中区港町1-1(令和2年5月~中区本町6丁目50番地の10へ移転)

☎ 045(671)3428 FAX 045(664)3622 ✉ kf-fukushihoken@city.yokohama.jp

令和2年3月発行

横浜市孤立予防対策事業 協力事業者のみなさまへ

民間事業者と連携した 地域の見守り体制の強化について

横浜市孤立予防対策事業とは

横浜市では、日常業務で地域に密着したサービスを提供する関係事業者に協力を依頼し、訪問時に異変を感じたとき、警察・消防や各区役所へご連絡いただくことで、「緩やかな見守り」を進めています。

事業者の皆様にお願ひしたいこと

- **見守りの実施**
業務活動の中で異変を発見した場合に通報をお願いします。
- **各事業所へ取組の趣旨等の周知**
本取組に係る周知、及び必要な体制の整備等についてご支援をお願いします。

「緩やかな見守り」とは

介護保険サービス等の福祉保健サービスや地域による見守りに加え、日頃の暮らしや業務の中でさりげなく様子をうかがう見守りのことです。
民間企業・地域活動団体・自治会町内会など、地域に根付いた活動をされている皆様にご協力いただき、それぞれが可能な範囲で関係づくりや見守り活動を行うことにより、気づきの目を拡大し、地域の中で重層的なつながりづくりを進めていくことができます。

緩やかな見守りの対象者

あらゆる世帯・人が対象となります。高齢者がいる世帯、障害児・者がいる世帯、母子・父子世帯、生活困窮世帯だけでなく、支援が必要なのにサービスにつながらない人、今は自立した生活が可能な人のほか、普段は定期的・専門的な見守りを受けている人でもサービス利用時間以外の異変も想定し対象としています。





通報の流れ

次のどちらかの流れで通報をお願いします。

生命の危機が疑われる場合 [連絡先：警察、消防]

生命の危機等が疑われ、緊急を要するため、直接警察、消防署に通報
また、その状況を各区役所福祉保健センターの連絡窓口へ報告

- 部屋の中から異臭がする。
- 窓等から人が倒れているのが見える。
- 室内から音や泣き声がするが、呼びかけ等に反応がない。等



緊急性が予見され、安否確認等の必要性が感じられる場合 [連絡先：各区福祉保健センター]

安否確認等の必要性が感じられるため、各区役所福祉保健センターの連絡窓口へ通報

- 従来は長期不在の場合は連絡をくれた世帯が、特段の連絡もなく不在にしているようで、郵便受けに新聞等が溜まっている。
- 同じ洗濯物が何日間も干したままになっている。
- カーテン、雨戸が閉まったまま (又は開いたまま) の状態が続いている。
- 昼も夜も電灯が点灯したままの状態になっている。
- その他、日常と明らかに様子が違う状況が見受けられる。



事業所等に戻り、契約者や家族等に連絡することに努めたが、連絡が取れない。

氏名・住所・異変の概要等を連絡窓口へ

通報

各区福祉保健センター (連絡窓口)

※区役所福祉保健センターの連絡窓口の連絡先は裏面をご覧ください。
※福祉保健センターは各区の区役所の中にあります。

神奈川県と協定を締結している事業者の皆様へ

一連の対応終了後、対応状況について県へ報告をお願いします。

ご協力いただく際の留意事項

(1) 秘密保持及び個人情報の保護

- ・ 個人情報保護法で、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、あらかじめ本人の同意を得なくても情報提供が可能とされています (個人情報保護に関する法律第 23 条第 1 項第 2 号)
- ・ この取組の実施に当たり知りえた情報については、警察への通報等、この依頼に基づく取組の範囲でのみ使用されるようお願いいたします (相手方の承諾があった場合はこの限りではありません)。

(2) 緊急連絡先の把握

普段からできる限り利用者の方の緊急連絡先の把握をお願いします。異変を発見した際には、まずは把握している緊急連絡先へのお電話をお願いします。

(3) その他

本依頼に基づく取組を営利活動に利用してはならないこととします。

参考事例

事例 ①

新聞配達員のAさんは、一人暮らしのBさん宅で新聞が6日分たまっていることに気が付きました。

旅行などで不在にする時は必ず連絡をくれるので心配になり、呼び鈴を鳴らしましたが応答がありません。

窓から倒れているのが見えたので、消防に通報しました。

事例 ②

配食サービスの弁当が何日もそのままになっていたため、緊急連絡先の家族に連絡しましたが連絡が取れません。

心配なので事業者から区役所へ通報し、区役所が近所に住む別の親族と連絡を取りました。

親族が入室したところ、居住者が倒れており、緊急搬送により一命をとりとめました。